

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後				改正前			
第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付				第 2 章 関税の確定、納付、徴収及び還付			
第 1 節 通 則				第 1 節 通 則			
（協定税率を適用する国）				（協定税率を適用する国）			
3-3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。				3-3 法第 3 条ただし書の規定に基づき、協定税率を適用する国は、次表の協定税率の欄のとおりである。			
我が国の税率適用状況表				我が国の税率適用状況表			
国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率	国（地域）名	国定税率	協定税率	便益税率
(アジア州)				(アジア州)			
(省略)				(同左)			
(ヨーロッパ州)				(ヨーロッパ州)			
(省略)				(同左)			
デンマーク		○		デンマーク		○	
<u>フェロー諸島 (丁)</u>		<u>○</u>		(新規)		(新規)	
(省略)				(同左)			
(北アメリカ州)				(北アメリカ州)			
(省略)				(同左)			
英領アンギラ		○		英領アンギラ		○	
<u>サン・バルテルミー島 (仏)</u>		<u>○</u>		(新規)		(新規)	
(省略)				(同左)			
(注 1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。				(注 1) 国名末尾に※印の付されている国は、1994 年のガット以外の条約の規定（最恵国約款）により協定税率を適用する国を示す。			
(注 2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するも				(注 2) 本表に記載されている国（地域）であって、外国貿易等に関する統計基本通達（昭和 59 年 10 月 17 日蔵関第 1048 号）の別紙第 1「統計国名符号表」の国名欄に記載されている国に該当するも			

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>のについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) （省略）</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ及びロ （省略）</p> <p>ハ 検討期間</p> <p>検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから 30 日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。<u>併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。</u></p> <p>ただし、当該期間には、次の期間を含めないものとする。</p> <p>(イ) 回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間</p> <p>(ロ) 守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会してから回答があるまでの期間その他技術的事項の検証のために必要な期間</p> <p>(注) 30 日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(イ)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>(5)～(10) （省略）</p> <p>（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-19の 2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットに</p>	<p>のについては、当該「統計国名符号表」の備考欄に記載されている事項を、本表に記載されている国（地域）に、それぞれ準用するものとする。</p> <p style="text-align: center;">第 2 節 申告納税方式による関税の確定</p> <p>（関税率表適用上の所属区分等又は原産地に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-18 文書による回答を求められた場合における関税率表適用上の所属区分等又は原産地に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットによる照会で、照会者が後記 7-19-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(3) （同左）</p> <p>(4) 受理後の処理</p> <p>イ及びロ （同左）</p> <p>ハ 検討期間</p> <p>検討部門並びに総括関税鑑査官及び総括原産地調査官は、照会を受理してから 30 日以内の極力早期に、当該照会に対する回答を行うよう努めるものとする。</p> <p>ただし、当該期間には、次の期間を含めないものとする。</p> <p>(イ) 回答するために必要な補足説明を求め、又は資料の追加提出を求めてから回答があるまでの期間</p> <p>(ロ) 守秘義務に抵触しない範囲において技術的事項を第三者に照会してから回答があるまでの期間その他技術的事項の検証のために必要な期間</p> <p>(注) 30 日を超えて検討を要すると見込まれる場合には、上記イの(イ)のとおり、速やかに照会者に通知するものとする。</p> <p>(5)～(10) （同左）</p> <p>（関税評価に係る事前照会に対する文書回答の手続等）</p> <p>7-19の 2 文書による回答を求められた場合における関税評価に関する照会及び回答の手続等については次による。ただし、インターネットに</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>よる照会で、照会者が後記 7-19 の 3-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(9) (省略)</p> <p>(10) 検討期間</p> <p>イ 照会に対する文書回答 担当税関及び総括関税評価官は、原則として、上記(3)により評価照会書を受理してから 90 日以内の極力早期に、照会に対する回答を行うように努めるものとする。<u>併せて、経済連携協定に別途規定がある場合は、当該規定に従うものとする。</u></p> <p>ロ及びハ (省略)</p> <p>(11)～(13) (省略)</p>	<p>よる照会で、照会者が後記 7-19 の 3-2 に規定する切替えを希望する場合はこの限りでない。</p> <p>(1)～(9) (同左)</p> <p>(10) 検討期間</p> <p>イ 照会に対する文書回答 担当税関及び総括関税評価官は、原則として、上記(3)により評価照会書を受理してから 90 日以内の極力早期に、照会に対する回答を行うように努めるものとする。</p> <p>ロ及びハ (同左)</p> <p>(11)～(13) (同左)</p>
<p>第 6 章 通 関</p> <p>第 3 節 一般輸入通関</p>	<p>第 6 章 通 関</p> <p>第 3 節 一般輸入通関</p>
<p>(輸入申告書の添付書類)</p> <p>67-3-4 輸入申告書には、法第68条の規定により、輸入の許可の判断のために必要があるときは、仕入書等 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合（前記7-4参照）には、1 通を加える。）を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告及び特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告についても同様の取り扱いとする。</p> <p>なお、「輸入の許可の判断のために必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。</p> <p>(1)～(3) (省略)</p> <p>(4) EPA税率の適用を受けようとする貨物に係る令第61条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する<u>締約国原産品申告書</u>（以下この節において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下この章において同じ。）の適用</p>	<p>(輸入申告書の添付書類)</p> <p>67-3-4 輸入申告書には、法第68条の規定により、輸入の許可の判断のために必要があるときは、仕入書等 1 通（会計検査院に送付する必要がある場合（前記7-4参照）には、1 通を加える。）を添付させるものとするほか、次に掲げる書類を添付させるものとし、特例輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告及び特例委託輸入者に係る特例申告貨物の輸入申告についても同様の取り扱いとする。</p> <p>なお、「輸入の許可の判断のために必要があるとき」とは、他の通達で提出の省略を認めている場合以外の場合とする。</p> <p>(1)～(3) (同左)</p> <p>(4) EPA税率の適用を受けようとする貨物に係る令第61条第 1 項第 2 号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する<u>オーストラリア協定原産品申告書</u>（以下この節において「締約国原産地証明書等」といい、同条第 4 項及び第 8 項において輸入申告の際に提出することとされているものを含む。）又は特惠税率（暫定法第 8 条の 2 第 1 項又は第 3 項に規定する税率をいう。以下この章において同じ。）の適用</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令第27条第1項に規定する原産地証明書（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p>	<p>の適用を受けようとする貨物に係る関税暫定措置法施行令第27条第1項に規定する原産地証明書（当該貨物が特例輸入者に係る特例申告貨物である場合を除くものとし、特例委託輸入者に係る特例申告貨物については、当該輸入申告の依頼を受けた認定通関業者が締約国原産地証明書等又は原産地証明書の確認を的確に行っていないことその他の理由により関税の徴収の確保に支障があると認められる場合に限る。）</p>
<p>(5)及び(6) （省略）</p>	<p>(5)及び(6) （同左）</p>
<p>第5節 経済連携協定に係る輸入通関</p>	<p>第5節 経済連携協定に係る輸入通関</p>
<p>（関係協定等の略称）</p>	<p>（関係協定等の略称）</p>
<p>68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。</p>	<p>68-5-0 本節における関係協定等の略称は、それぞれ次による。</p>
<p>(1)～(48) （省略）</p>	<p>(1)～(48) （同左）</p>
<p><u>(49) 「環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定」</u> TPP11協定</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(50) TPP11協定第3・2条、同附属書3-D及び4-Aに定める品目別規則</u> TPP11品目別規則</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(51) 「経済上の連携に関する日本国と欧州連合との間の協定」</u> EU協定</p>	<p>(新規)</p>
<p><u>(52) EU協定第3・2条、同附属書3-A、3-B及び同附属書付録3-B-1に定める品目別規則</u> EU品目別規則</p>	<p>(新規)</p>
<p>（EPA税率を適用する場合の取扱い）</p>	<p>（EPA税率を適用する場合の取扱い）</p>
<p>68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記67-3-4(4)によりEPA税率の適用に係る締約国原産地証明書等（令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定する締約国原産品申告書をいう。以下この節において同じ。）の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告」という。）又</p>	<p>68-5-1 EPA税率の適用を受けようとする輸入申告（法第43条の3第1項（法第61条の4において準用する場合を含む。）又は第62条の10の規定による承認の申請（以下この節において「蔵入申請等」という。）が行われた貨物に係るもの若しくは特例貨物（前記67-3-4(4)によりEPA税率の適用に係る締約国原産地証明書等（令第61条第1項第2号イ(1)に規定する締約国原産地証明書又は同号イ(2)に規定するオーストラリア協定原産品申告書をいう。以下この節において同じ。）の提出が省略される場合に限る。）に係るものを除く。以下この節において「輸入申告</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前				
<p>は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ (省略) ロ <u>締約国原産品</u>であることを明らかにする書類の添付の有無についての確認 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する<u>締約国原産品申告書</u>（以下この節において「<u>原産品申告書</u>」という。）が提出される場合において、同号イ(2)に規定する<u>締約国原産品</u>であることを明らかにする書類が添付されているか否か（後記68-5-11の4(2)において原産品申告書への添付が必要とされる場合に限る。）</p> <p>ハ及びニ (省略) (2)及び(3) (省略)</p> <p><u>(経済連携協定原産品の認定の基準及び積送基準)</u> 68-5-2 <u>各協定における原産品認定基準及び積送基準の具体的規定については、関税法第3条ただし書の規定により直接適用されるが、業務の参考とするため、当該規定の一覧表を別途事務連絡する。</u></p>	<p>」という。)又は蔵入申請等が行われた場合の取扱いについては、次による。</p> <p>(1) 輸入申告の受理担当審査官による取扱い 受理担当審査官が輸入申告を受理しようとするときは、通常の審査のほか、次の確認等を行う。 イ (同左) ロ <u>オーストラリア原産品</u>であることを明らかにする書類の添付の有無についての確認 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する<u>オーストラリア協定原産品申告書</u>（以下この節において「<u>原産品申告書</u>」という。）が提出される場合において、同号イ(2)に規定する<u>オーストラリア原産品</u>であることを明らかにする書類が添付されているか否か（後記68-5-11の4(2)において原産品申告書への添付が必要とされる場合に限る。）</p> <p>ハ及びニ (同左) (2)及び(3) (同左)</p> <p><u>(経済連携協定原産品の認定の基準)</u> 68-5-2 <u>経済連携協定における関税についての特別の規定による便益による税率を適用する場合において、輸入貨物が当該経済連携協定の締約国原産品とされるものであるかの認定については、次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する同表第2欄に掲げる原産地規則に関する規定に基づき行うものとする。</u> <u>なお、これらの規定は、協定税率の適用、原産地表示等他の目的のための原産地認定には適用されないので、留意する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1205 1236 2105 1453"> <thead> <tr> <th data-bbox="1205 1236 1565 1273">経済連携協定</th> <th data-bbox="1572 1236 2105 1273">原産地規則に係る規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="1205 1273 1565 1453">シンガポール協定</td> <td data-bbox="1572 1273 2105 1453">シンガポール協定第3章第22条から第26条まで及び第28条から第28条のAまで</td> </tr> </tbody> </table>	経済連携協定	原産地規則に係る規定	シンガポール協定	シンガポール協定第3章第22条から第26条まで及び第28条から第28条のAまで
経済連携協定	原産地規則に係る規定				
シンガポール協定	シンガポール協定第3章第22条から第26条まで及び第28条から第28条のAまで				

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<u>メキシコ協定</u>	<u>メキシコ協定第 4 章第 22 条から第 34 条まで及び第 38 条</u>
	<u>マレーシア協定</u>	<u>マレーシア協定第 3 章第 27 条から第 31 条まで及び第 33 条から第 38 条まで</u>
	<u>チリ協定</u>	<u>チリ協定第 4 章第 29 条から第 40 条まで及び第 54 条</u>
	<u>タイ協定</u>	<u>タイ協定第 3 章第 27 条から第 31 条まで及び第 33 条から第 38 条まで</u>
	<u>インドネシア協定</u>	<u>インドネシア協定第 3 章第 28 条から第 32 条まで及び第 34 条から第 39 条まで</u>
	<u>ブルネイ協定</u>	<u>ブルネイ協定第 3 章第 23 条から第 27 条まで及び第 30 条から第 35 条まで</u>
	<u>アセアン包括協定</u>	<u>アセアン包括協定第 3 章第 23 条から第 30 条まで及び第 32 条から第 35 条まで</u>
	<u>フィリピン協定</u>	<u>フィリピン協定第 3 章第 28 条から第 32 条まで及び第 34 条から第 39 条まで</u>
	<u>スイス協定</u>	<u>スイス協定附属書 2 第 1 条から第 13 条まで</u>
	<u>ベトナム協定</u>	<u>ベトナム協定第 3 章第 23 条から第 30 条まで及び第 32 条から第 35 条まで</u>
	<u>インド協定</u>	<u>インド協定第 3 章第 26 条から第 33 条まで及び第 35 条から第 39 条まで</u>
	<u>ペルー協定</u>	<u>ペルー協定第 3 章第 38 条から第 51 条まで</u>
	<u>オーストラリア協定</u>	<u>オーストラリア協定第 3 章第 3・1 条から第 3・7 条及び第 3・9 条から第 3・13 条まで</u>
	<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル協定第 3 章第 3・1 条から第 3・7 条まで及び第 3・9 条から第 3・14 条まで</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																											
<p>（経済連携協定の品目別規則の取扱い） 68-5-4 （削除）</p>	<p>（経済連携協定の品目別規則の取扱い） 68-5-4</p> <p>(1) <u>関税分類変更基準又は加工工程基準を用いた品目別規則（下記(2)表中第 3 欄に掲げる規定を含む。）の適用対象となる「材料」は非原産材料のみであり、「非原産材料」とは、経済連携協定上の原産品とされない材料をいう。</u></p> <p>(2) <u>次の表に掲げる協定において、同表第 2 欄に掲げる品目別規則は全ての品目に対して定められておらず、品目別規則が定められていない品目に関しては、同表第 3 欄に掲げる規定が適用されることとなるので留意する。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">経済連携協定</th> <th style="text-align: center;">品目別規則</th> <th style="text-align: center;">品目別規則が定められていない場合に適用される規定</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">アセアン包括協定</td> <td style="text-align: center;">附属書 2</td> <td style="text-align: center;">第 26 条 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">スイス協定</td> <td style="text-align: center;">附属書 2 付録 1</td> <td style="text-align: center;">附属書 2 第 4 条 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">ベトナム協定</td> <td style="text-align: center;">附属書 2</td> <td style="text-align: center;">第 26 条 1</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">インド協定</td> <td style="text-align: center;">附属書 2</td> <td style="text-align: center;">第 29 条 1</td> </tr> </tbody> </table> <p>(3) <u>産品が原産資格割合及び域内原産割合（以下、この節において「原産資格割合」という。）並びに産品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額の割合の要件の対象となる場合において、附属品等、小売用包装材料及び船積み用こん包材料に係る扱いは次の表第 2 欄から第 4 欄までのとおりとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">経済連携協定</th> <th style="text-align: center;">附属品等の扱い</th> <th style="text-align: center;">小売用包装材料の扱い</th> <th style="text-align: center;">船積み用こん包材料の扱い</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">メキシコ協定</td> <td style="text-align: center;">原産材料又は非原産材料として考慮する。</td> <td style="text-align: center;">原産材料又は非原産材料として考慮する。</td> <td style="text-align: center;">考慮しない。</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">マレーシア協定</td> <td style="text-align: center;">原産材料又は非原産材料として考慮する。</td> <td style="text-align: center;">原産材料又は非原産材料として考慮する。</td> <td style="text-align: center;">原産材料とみなす。</td> </tr> </tbody> </table>	経済連携協定	品目別規則	品目別規則が定められていない場合に適用される規定	アセアン包括協定	附属書 2	第 26 条 1	スイス協定	附属書 2 付録 1	附属書 2 第 4 条 1	ベトナム協定	附属書 2	第 26 条 1	インド協定	附属書 2	第 29 条 1	経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い	メキシコ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。	マレーシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。
経済連携協定	品目別規則	品目別規則が定められていない場合に適用される規定																										
アセアン包括協定	附属書 2	第 26 条 1																										
スイス協定	附属書 2 付録 1	附属書 2 第 4 条 1																										
ベトナム協定	附属書 2	第 26 条 1																										
インド協定	附属書 2	第 29 条 1																										
経済連携協定	附属品等の扱い	小売用包装材料の扱い	船積み用こん包材料の扱い																									
メキシコ協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	考慮しない。																									
マレーシア協定	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料又は非原産材料として考慮する。	原産材料とみなす。																									

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前			
	<u>チリ協定</u>	<u>考慮しない。</u>	<u>考慮しない。</u>	<u>考慮しない。</u>
	<u>タイ協定</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>考慮しない。</u>
	<u>インドネシア協定</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料とみなす。</u>
	<u>ブルネイ協定</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>考慮しない。</u>
	<u>アセアン包括協定</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>考慮しない。</u>
	<u>フィリピン協定</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料とみなす。</u>
	<u>スイス協定</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>考慮しない。</u>
	<u>ベトナム協定</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>考慮しない。</u>
	<u>インド協定</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>考慮しない。</u>
	<u>ペルー協定</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>考慮しない。</u>
	<u>オーストラリア協定</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>原産材料又は非原産材料として考慮する。</u>	<u>考慮しない。</u>
	<u>モンゴル協定</u>	<u>原産材料又は非</u>	<u>原産材料又は非</u>	<u>考慮しない。</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前		
		<p>原産材料として 考慮する。</p>	<p>原産材料として 考慮する。</p>
	<p>(4) <u>原産資格割合を用いたシンガポール品目別規則の適用において、貨物がシンガポールにおいて「十分な変更」が加えられたとされ、シンガポール原産品として認定されるためには、当該貨物の「原産資格割合」が、同品目別規則に定める割合以上である生産又は作業（シンガポール協定第22条(c)の「生産」の定義には入らない品質検査等の製品の価値を高める作業を指す。）が最後に行われた国がシンガポール又は同協定第24条1の適用による本邦であることが必要とされる。</u></p> <p>イ 「原産資格割合」は、次により算出する。</p> $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{非原産資格価額}}{\text{FOB価額}} \times 100$ <p><u>この場合における用語の意義は次による。</u></p> <p>(イ) 「FOB価額」とは、<u>シンガポールから送り出される貨物のシンガポールの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され又は払い戻された内国税を含まない。</u></p> <p>(ロ) 「非原産資格価額」とは、<u>貨物の生産に当たって生産者により使用されたすべての材料の非原産資格価額を合計したものである。</u></p> <p><u>なお、「非原産資格価額」の算出に当たり、材料の価額は、シンガポールに輸入された際のCIF価格（関税評価協定に従って決定される価格）とする。ただし、当該価格が不明で確認することができない場合には、当該材料についてのシンガポールにおける確認可能な最初の買手から売手に支払われる当該材料に係る支払い価格とする。</u></p> <p><u>この場合において、シンガポール協定第26条に規定する「十分な変更とみなされない作業」によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。</u></p> <p>ロ 上記イの(ロ)により規定する非原産資格価額は、次の計算式によ</p>		

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p><u>り算出する。</u></p> <p><u>非原産資格価額＝材料価額の総額－すべての材料の原産資格価額</u></p> <p><u>この場合において、</u></p> <p><u>(イ) 「材料価額の総額」とは、当該貨物の生産に当たって使用されたすべての材料の価額の総額をいう。</u></p> <p><u>(ロ) 「すべての材料の原産資格価額」とは、すべての材料の「原産資格価額」の総額をいう。</u></p> <p><u>ハ 上記ロの(ロ)における各材料の「原産資格価額」は、次のとおり算出する。</u></p> <p><u>(イ) 各材料が、本邦又はシンガポールにおいて最後の生産又は作業が行われた材料であって、かつ、当該材料の価額のうち、「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」(すなわち、当該材料の生産においてシンガポール又はシンガポール協定第24条 1 の適用による本邦で付加された価値(当該材料の生産に使用された材料のうち、同協定上、シンガポール又は同協定第24条 1 の適用による本邦を原産とする材料の価額も含む。)をいう。)の占める割合が40%以上である場合には、当該材料の「原産資格価額」は当該材料の価額に等しい価額とする(例：40%→100%)。</u></p> <p><u>(ロ) 各材料が上記(イ)の要件を満たさない場合には、当該材料の「原産資格価額」は「本邦又はシンガポールに帰せられる当該材料の原産価額」と同額とする(例：39%→39%)。</u></p> <p><u>(5) 域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則における製品の域内原産割合は、取引価額方式により算出し、次の計算式により算定する。</u></p> $\text{域内原産割合(\%)} = \frac{\text{製品の取引価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{製品の取引価額}} \times 100$ <p><u>この場合における用語の意義は次による。</u></p> <p><u>イ 「製品の取引価額」とは、メキシコから送り出される貨物のメキシコの送出港における、買手から売手に支払われる貨物の本船甲板渡し価額である。ただし、メキシコの生産者が製品を直接送り出さない場合には、メキシコにおいて買手が当該生産者から当該製品を受領する地点における価額となる等、メキシコ協定第23条 3、4 及び</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>5に特別の規定が定められているので、留意する。</p> <p>ロ 「非原産材料価額」とは、<u>製品の生産において生産者が使用したすべての非原産材料の価額をいうものとし、次のとおり算出する。</u></p> <p>(イ) <u>メキシコ協定第24条4(a)の規定により、製品の生産に当たって生産者が取得し、かつ、使用する原産材料の生産において、当該原産材料の生産者が使用した非原産材料の価額は、非原産材料価額に含めない</u>ので、留意する。<u>例えば、メキシコ品目別規則において満たすべき域内原産割合が60%以上である旨規定されている材料の場合、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が70%、非原産材料の価額の割合が20%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額の算出に当たって考慮しない。他方、当該材料に含まれる原産材料の価額の割合が40%、非原産材料の価額の割合が50%、諸経費の価額の割合が10%であるときには、当該材料は非原産材料と認められることから、当該材料に含まれる非原産材料の価額は、非原産材料価額に含まれることとなるので、留意する。</u></p> <p>(ロ) <u>メキシコ協定第26条の規定に基づき製品の生産者が中間材料（後記ハ参照）として指定する自己生産の原産材料において、当該生産者が使用した非原産材料の価額も同様に、同協定第24条4(b)の規定により、非原産材料価額に含めないこととなる。</u></p> <p>(ハ) <u>域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については当然算入することになるので留意する。なお、メキシコ協定の下での原産品の認定に当たっては、協定第34条に規定する作業のみにより付加された価値が、メキシコ協定附属書4に定める割合を満たす場合は、メキシコ協定の下での原産品とはならないことに留意する。</u></p> <p>ハ <u>製品の生産者は、域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の域内原産割合の決定に当たり、メキシコ協定第26条の規定により、自己生産の材料を同条に規定する中間材料として指定することができる。当該規定を適用した場合には、メキシコ協定原産地証明書の</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>「9.Other instances」の欄に「IM」と表示される。</p> <p><u>ただし、当該中間材料が域内原産割合を用いたメキシコ品目別規則の対象となる場合には、当該中間材料の域内原産割合は45%以上でなければならない。この場合において、当該中間材料の価額は、メキシコ統一規則の附属書1に規定されるとおり、租税関係報告、財務関係報告、社内管理、財務計画等、企業の社内管理で用いられる方法を用いることができるが、メキシコ協定第4章の規定の脱法行為を目的とすると認められる場合には、合理的な方法とはみなされないので、留意する。</u></p> <p>(6) <u>マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、インド協定、ペルー協定、オーストラリア協定又はモンゴル協定に係る「原産資格割合」又は「域内原産割合」を用いた品目別規則の適用において、産品が締約国原産品と認定されるためには、当該産品の「原産資格割合」又は「域内原産割合」が、当該品目別規則に定める割合以上である生産又は作業が最後に行われた国が輸出締約国、又は本邦（協定上の累積に係る規定を適用し、本邦において原産資格割合が同品目別規則に定める割合以上の生産又は作業を行い、これに更に当該輸出締約国で何らかの生産又は作業（インド協定については、同協定第33条、ペルー協定については、同協定第42条、モンゴル協定については、同協定第3・7条に規定する原産資格を与えることとならない作業を超える水準の生産又は作業）を行う場合）であることが必要であるので留意する。</u></p> <p>イ 原産資格割合は、次により算出する。</p> $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{FOB価額} - \text{非原産材料価額}}{\text{FOB価額}} \times 100$ <p>なおチリ協定については、他に</p> $\text{原産資格割合}(\%) = \frac{\text{原産材料価額}}{\text{FOB価額}} \times 100$ <p>を、</p> <p>インド協定及びモンゴル協定については、他に</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p style="text-align: center;">原産材料価額＋直接労務費＋直接経費＋利益</p> <p>原産資格割合（％）＝$\frac{\text{原産材料価額} + \text{直接労務費} + \text{直接経費} + \text{利益}}{\text{FOB価額}} \times 100$</p> <p style="text-align: center;">FOB価額</p> <p>を選択し適用することができるものとする。</p> <p>この場合における用語の意義は次による。</p> <p>(イ) 「FOB価額」（チリ協定では「製品の取引価額」に読み替える。）とは、輸出締約国から送り出される貨物の輸出締約国の送出国における、買手から売手に支払われる貨物の本船渡し価額であり、これには送り出した際に軽減され、免除され、又は払い戻された内国税を含まない。なお、製品の本船渡し価額は存在するが、その額が不明で確認することができない場合、及び製品の本船渡し価額が存在しない場合には関税評価協定第 1 条から第 8 条まで（チリ協定では「第 2 条から第 7 条まで」とする。）の規定に従って決定される価額とすることに留意する。</p> <p>(ロ) 「非原産材料価額」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際のCIF価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の領域における確認可能な最初の支払に係る価格であり、当該締約国の領域において要する運賃、保険料、こん包費その他すべての費用及び当該締約国の領域において要する他の費用を除外することができるので留意する。</p> <p>(ハ) 「原産材料価額」とは、製品の生産において使用されるすべての原産材料の価額をいい、チリ協定第31条、インド協定第30条及びモンゴル協定第 3・4 条の規定に従って決定される価額をいう。</p> <p>ロ 原産資格割合又は域内原産割合を計算するに際し、協定に規定される原産資格を与えることとならない作業によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、チリ協定の下での締約国原産品の認定に当たっては、協定第40条に規定する作業のみにより付加された価値が、チリ協定附属書 2 に定める割</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	<p>合を満たす場合は、チリ協定の下での締約国原産品とはならないことに留意する。</p> <p>ハ 上記の原産資格割合又は域内原産割合を計算するに際し、当該製品の非原産材料価額には、当該製品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含まない。</p> <p>(7) スイス協定における「VNM」とは、製品の工場渡し価額に対する非原産材料の最大の価額であり、製品が締約国原産品と認定されるためには、スイス協定附属書 2 第 4 条 1 (a) に定める価額の割合又は同協定附属書 2 付録 1 品目別規則に定める「VNM」の割合以下である生産又は作業が最後に行われた国の関税地域が、スイス又は本邦の関税地域（スイス協定第 3 条 (b) に定める関税地域をいう。）であることが必要であるので留意する。</p> <p>イ 製品がスイス協定附属書 2 第 4 条 1 (a) 及び 2 に定める価額の割合、又は同協定附属書 2 付録 1 品目別規則に定める「VNM」以下の割合であるかどうかの算出は、次により行う。</p> $\text{割合 (\%)} = \frac{\text{非原産材料の価額}}{\text{製品の工場渡し価額}} \times 100$ <p>この場合における「製品の工場渡し価額」とは、締約国の関税地域に所在する生産者であって、最後の作業又は加工を行った者への支払いに係る価額であり、当該価額には使用されたすべての材料の価額、賃金その他の費用及び利益（ただし、利益については、製品が輸出される際に還付され、又は払い戻された内国税を減じた額とする。）を含む。また、「非原産材料の価額」とは、製品の生産において使用されるすべての非原産材料の価額をいい、個々の非原産材料の価額は、輸出締約国に輸入された際の CIF 価額であって、関税評価協定に従って決定される価額とする。なお、当該個々の非原産材料の価額が不明で確認することができない場合には、当該非原産材料についての当該締約国の関税地域における確認可能な最初の支払いに係る価額であり、当該締約国の関税地域において要する運賃、保険料、こん包費その他のすべての費用及び当該締約国の関税</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前														
	<p><u>地域において要する他の費用を除外することができるので留意する。</u></p> <p>ロ <u>スイス協定附属書第 4 条 1 (a) 及び 2 に定める価額の割合、又は同協定品目別規則に定める「VNM」の割合を計算するに際し、同協定に規定される原産品としての資格を与えることとならない工程によって付加された価値については、当然算入することになるので留意する。なお、スイス協定の下での原産品の認定に当たっては、スイス協定附属書 2 第 7 条に規定する作業のみにより付加された価値が、スイス協定附属書 2 付録 1 品目別規則に定める割合を満たす場合には、スイス協定の下での原産品とならないことに留意する。</u></p> <p>ハ <u>なお、「VNM」の計算に際し、当該製品の非原産材料価額には、当該製品の生産に当たって使用される締約国の原産材料の生産において使用される非原産材料の価額は含めない。</u></p> <p>(8) <u>繊維製品の規則の適用に当たって、次表の第 1 欄の経済連携協定に対応する第 2 欄に掲げる解説を参考にするので留意する。</u></p> <table border="1" data-bbox="1227 866 2114 1129"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th> <th>運用上の手続規則</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>マレーシア協定</u></td> <td><u>マレーシア運用上の手続規則別紙 4</u></td> </tr> <tr> <td><u>タイ協定</u></td> <td><u>タイ運用上の手続規則別紙 7</u></td> </tr> <tr> <td><u>インドネシア協定</u></td> <td><u>インドネシア運用上の手続規則別紙 4</u></td> </tr> <tr> <td><u>ブルネイ協定</u></td> <td><u>ブルネイ運用上の手続規則別紙 4</u></td> </tr> <tr> <td><u>フィリピン協定</u></td> <td><u>フィリピン運用上の手続規則別紙 6</u></td> </tr> <tr> <td><u>モンゴル協定</u></td> <td><u>モンゴル運用上の手続規則別紙 3</u></td> </tr> </tbody> </table> <p><u>なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。</u></p> <p>(9) <u>品目別規則において、製品の生産に東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の材料の使用を認める規則（以下、「アセアン第三国ルール」という。）等が適用されている場合、当該材料が東南アジア諸国連合の加盟国である第三国又はいずれかの締約国の産品であるか否かについては、必要に応じて、関係書類の提出を輸入者に求め、適宜確認を行うものとし、関係書類の具体例については、</u></p>	経済連携協定	運用上の手続規則	<u>マレーシア協定</u>	<u>マレーシア運用上の手続規則別紙 4</u>	<u>タイ協定</u>	<u>タイ運用上の手続規則別紙 7</u>	<u>インドネシア協定</u>	<u>インドネシア運用上の手続規則別紙 4</u>	<u>ブルネイ協定</u>	<u>ブルネイ運用上の手続規則別紙 4</u>	<u>フィリピン協定</u>	<u>フィリピン運用上の手続規則別紙 6</u>	<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル運用上の手続規則別紙 3</u>
経済連携協定	運用上の手続規則														
<u>マレーシア協定</u>	<u>マレーシア運用上の手続規則別紙 4</u>														
<u>タイ協定</u>	<u>タイ運用上の手続規則別紙 7</u>														
<u>インドネシア協定</u>	<u>インドネシア運用上の手続規則別紙 4</u>														
<u>ブルネイ協定</u>	<u>ブルネイ運用上の手続規則別紙 4</u>														
<u>フィリピン協定</u>	<u>フィリピン運用上の手続規則別紙 6</u>														
<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル運用上の手続規則別紙 3</u>														

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
<p>(携帯品等における原産地の認定)</p> <p>68-5-8 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物(以下この項において「携帯品等」という。)における令第 61 条第 1 項第 2 号の便益に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>(1) 同号イに規定する「課税価格の総額が 20 万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>イ 「課税価格の総額」は、前記 68-5-7 (少額貨物についての原産地の認定)の規定にかかわらず、EPA 税率対象貨物(定率法第 14 条第 7 号の規定により関税が免除されるものを除く。)の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。</p> <p>ロ 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物が経済連携協定の締約国の原産品であることについての明確な資料がない場合であっても、次のいずれか</p>	<p>次表第 2 欄の書類とする。</p> <table border="1" data-bbox="1227 355 2096 751"> <thead> <tr> <th>経済連携協定</th> <th>適宜確認を行う関係書類の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>マレーシア協定</td> <td>マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類</td> </tr> <tr> <td>タイ協定</td> <td>タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類</td> </tr> <tr> <td>インドネシア協定</td> <td>インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類</td> </tr> <tr> <td>ブルネイ協定</td> <td>ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類</td> </tr> <tr> <td>フィリピン協定</td> <td>フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、ベトナム協定においても、同種の文書があるところ、別途事務連絡する。</p> <p>(携帯品等における少額貨物についての原産地の決定)</p> <p>68-5-8 本邦に入国する者がその入国の際に携帯し又は別送して輸入する貨物(以下この項において「携帯品等」という。)における令第 61 条第 1 項第 2 号イに規定する「課税価格の総額が 20 万円以下の貨物」に係る原産地の認定については、次による。</p> <p>(新規)</p> <p>(1) 「課税価格の総額」は、前記68-5-7 (少額貨物についての原産地の認定)の規定にかかわらず、EPA 税率対象貨物(定率法第14条第7号の規定により関税が免除されるものを除く。)の課税価格の総額とする。なお、輸入の時期を異にする別送品については、それぞれの時期の別送品毎に「課税価格の総額」を計算する。</p> <p>(2) 携帯品等について、税関長が原産地の認定を行う場合において、貨物の商標その他の当該貨物が経済連携協定の締約国の原産品であることについての明確な資料がない場合であっても、次のいずれかに当該締約国の原産品であることが確実と認められるときは、当該貨物を当</p>	経済連携協定	適宜確認を行う関係書類の例	マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類	タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類	インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類	ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類	フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類
経済連携協定	適宜確認を行う関係書類の例												
マレーシア協定	マレーシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類												
タイ協定	タイ運用上の手続規則別紙 6 に掲げる書類												
インドネシア協定	インドネシア運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類												
ブルネイ協定	ブルネイ運用上の手続規則別紙 3 に掲げる書類												
フィリピン協定	フィリピン運用上の手続規則別紙 5 に掲げる書類												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前																				
<p>に当該締約国の原産品であることが確実と認められるときは、当該貨物を当該締約国の原産品として取り扱って差し支えない。</p> <p><u>(イ) 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が当該締約国を経由してきたことが明らかであること。</u></p> <p><u>(ロ) 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が当該締約国において当該貨物を購入したことが明らかであること。</u></p> <p><u>(2) 課税価格の総額が 20 万円を超える携帯品等に係る原産地の認定については、次のいずれかによる。</u></p> <p><u>イ 原産地証明書の提出</u></p> <p><u>ロ 原産品申告書及び締約国原産品であることを明らかにする書類の提出（個人的な使用に供すると認められる貨物にあつては、携帯品・別送品申告書（C-5360）の B 面に締約国原産品である旨を記載して税関に提出することとし、前記 68-5-7（少額貨物についての原産地の認定）のなお書きに規定する(1)及び(2)のいずれかの方法により、当該携帯品等の原産地を認定して差し支えない。</u></p> <p>（積送基準に関する取扱い）</p> <p>68-5-9 <u>令第61条第1項第2号ロに規定する「非原産国を経由しないで本邦へ向けて直接に運送」には、締約国から当該貨物を運送する船舶、航空機又は車両が非原産国を通過する場合であつて、当該非原産国において当該貨物が積替え又は一時蔵置のいずれもがされない場合を含む。</u></p>	<p>該締約国の原産品として取り扱って差し支えない。</p> <p><u>イ 入国者の所持する旅券又はこれに代わる証明書により入国者が当該締約国を経由してきたことが明らかであること。</u></p> <p><u>ロ 入国者の所持する物品の購入代金受領証等により入国者が当該締約国において当該貨物を購入したことが明らかであること。</u></p> <p>（新規）</p> <p>（積送基準に関する取扱い）</p> <p>68-5-9 <u>次の表の第1欄に掲げる経済連携協定に対応する第2欄「積送基準」に掲げる規定を満たす締約国原産品とは、令第61条第1項第2号ロ(1)及び(2)に掲げる規定を満たすものをいい、同項第2号ロの規定に関する用語の意義及び取扱いについては、次による。</u></p> <table border="1" data-bbox="1189 1086 2119 1469"> <thead> <tr> <th>経済連携協定名</th> <th>積送基準</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td><u>シンガポール協定</u></td> <td><u>シンガポール協定第27条</u></td> </tr> <tr> <td><u>メキシコ協定</u></td> <td><u>メキシコ協定第35条</u></td> </tr> <tr> <td><u>マレーシア協定</u></td> <td><u>マレーシア協定第32条</u></td> </tr> <tr> <td><u>チリ協定</u></td> <td><u>チリ協定第41条から第42条</u></td> </tr> <tr> <td><u>タイ協定</u></td> <td><u>タイ協定第32条</u></td> </tr> <tr> <td><u>インドネシア協定</u></td> <td><u>インドネシア協定第33条</u></td> </tr> <tr> <td><u>ブルネイ協定</u></td> <td><u>ブルネイ協定第28条から第29条</u></td> </tr> <tr> <td><u>アセアン包括協定</u></td> <td><u>アセアン包括協定第31条</u></td> </tr> <tr> <td><u>フィリピン協定</u></td> <td><u>フィリピン協定第33条</u></td> </tr> </tbody> </table>	経済連携協定名	積送基準	<u>シンガポール協定</u>	<u>シンガポール協定第27条</u>	<u>メキシコ協定</u>	<u>メキシコ協定第35条</u>	<u>マレーシア協定</u>	<u>マレーシア協定第32条</u>	<u>チリ協定</u>	<u>チリ協定第41条から第42条</u>	<u>タイ協定</u>	<u>タイ協定第32条</u>	<u>インドネシア協定</u>	<u>インドネシア協定第33条</u>	<u>ブルネイ協定</u>	<u>ブルネイ協定第28条から第29条</u>	<u>アセアン包括協定</u>	<u>アセアン包括協定第31条</u>	<u>フィリピン協定</u>	<u>フィリピン協定第33条</u>
経済連携協定名	積送基準																				
<u>シンガポール協定</u>	<u>シンガポール協定第27条</u>																				
<u>メキシコ協定</u>	<u>メキシコ協定第35条</u>																				
<u>マレーシア協定</u>	<u>マレーシア協定第32条</u>																				
<u>チリ協定</u>	<u>チリ協定第41条から第42条</u>																				
<u>タイ協定</u>	<u>タイ協定第32条</u>																				
<u>インドネシア協定</u>	<u>インドネシア協定第33条</u>																				
<u>ブルネイ協定</u>	<u>ブルネイ協定第28条から第29条</u>																				
<u>アセアン包括協定</u>	<u>アセアン包括協定第31条</u>																				
<u>フィリピン協定</u>	<u>フィリピン協定第33条</u>																				

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前							
	<u>スイス協定</u>	<u>スイス協定附属書 2 第14条</u>						
	<u>ベトナム協定</u>	<u>ベトナム協定第31条</u>						
	<u>インド協定</u>	<u>インド協定第34条</u>						
	<u>ペルー協定</u>	<u>ペルー協定第52条</u>						
	<u>オーストラリア協定</u>	<u>オーストラリア協定第 3・8 条</u>						
	<u>モンゴル協定</u>	<u>モンゴル協定第 3・8 条</u>						
	(原産地証明書の必要的要件及び様式) 68-5-11 (1) (省略) (2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、 <u>各協定に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</u> イ～チ（省略） (3) <u>原産地証明書の様式は、別途事務連絡する。</u>	<p style="text-align: center;">(原産地証明書の必要的要件及び様式) 68-5-11 (1) (同左) (2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(1)の規定により、税関に提出された原産地証明書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、<u>前記 68-5-2 に定める規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</u> イ～チ（同左） (3) <u>原産地証明書の様式は次表第 2 欄に掲げるものとする。ただし、シンガポール協定にあつては、シンガポール協定第31条、オーストラリア協定にあつては、オーストラリア協定第 3・15条に規定される原産地証明書の様式を指すものとする。</u></p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">原産地証明書</th> <th style="text-align: center;">原産地証明書の様式</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;"><u>メキシコ協定原産地証明書</u></td> <td style="text-align: center;"><u>メキシコ統一規則附属書 2 に定める様式</u></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;"><u>マレーシア協定原産</u></td> <td style="text-align: center;"><u>マレーシア運用上の手続規則別紙 1-A に</u></td> </tr> </tbody> </table>		原産地証明書	原産地証明書の様式	<u>メキシコ協定原産地証明書</u>	<u>メキシコ統一規則附属書 2 に定める様式</u>	<u>マレーシア協定原産</u>
原産地証明書	原産地証明書の様式							
<u>メキシコ協定原産地証明書</u>	<u>メキシコ統一規則附属書 2 に定める様式</u>							
<u>マレーシア協定原産</u>	<u>マレーシア運用上の手続規則別紙 1-A に</u>							

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前	
	<u>地証明書</u>	定める様式
	<u>チリ協定原産地証明書</u>	チリ運用上の手続規則別紙 2 - A に定める様式
	<u>タイ協定原産地証明書</u>	タイ運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
	<u>インドネシア協定原産地証明書</u>	インドネシア運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
	<u>ブルネイ協定原産地証明書</u>	ブルネイ運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
	<u>アセアン包括協定原産地証明書</u>	アセアン運用上の規則付録 1 に定める様式
	<u>フィリピン協定原産地証明書</u>	フィリピン運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
	<u>スイス協定原産地証明書</u>	スイス協定附属書 2 付録 2 に定める様式に適合する書式
	<u>ベトナム協定原産地証明書</u>	ベトナム運用上の規則付録 2 に定める様式
	<u>インド協定原産地証明書</u>	インド運用上の手続別紙 1 に定める様式
	<u>ペルー協定原産地証明書</u>	ペルー協定附属書 4 に定める様式に適合する書式
	<u>モンゴル協定原産地証明書</u>	モンゴル運用上の手続規則別紙 1 - A に定める様式
<p>(原産品申告書の必要的要件及び様式) 68-5-11の3 (1) 本節において、<u>原産品申告書とは以下のものをいう。</u></p> <p>イ オーストラリア協定第 3・16条に基づく原産地証明文書 ロ TPP11協定第 3・20条に基づく原産地証明書 ハ EU協定第 3・16条に基づく原産地に関する申告又は輸入者の知識</p>	<p>(原産品申告書の必要的要件及び様式) 68-5-11の3 (1) 本節において、<u>原産品申告書とはオーストラリア協定第 3・16条に基づく原産地証明文書をいう。</u></p> <p>(新規) (新規) (新規)</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、<u>各協定に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</u></p> <p>イ オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。</p> <p>(ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書（C-5292）においては「5. その他の特記事項」欄の「<input type="checkbox"/> 第三国インボイス」にチェックが付されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。</p> <p><u>ロ TPP11協定附属書3-Bに掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</u></p> <p>(イ) <u>品目に対応する日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。</u></p> <p>(ロ) <u>同一の産品を2回以上輸入する場合には、その期間を記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。</u></p> <p><u>ハ EU協定第3章に定める要件が以下に留意して記載されていること。</u></p> <p>(イ) <u>第3・16条2(a)に基づく輸出者（生産者を含む）によって作成された原産地に関する申告による場合、同協定附属書3-Dに規定されている申告文が、インボイス等の商業上の文書上に作成されていることを確認することとする。なお、当該申告文は商業上の文書の添付書類として別紙に作成されたものであってもよ</u></p>	<p>(2) 令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により、税関に提出された原産品申告書については、原則として、次の各号に掲げる要件のすべてを満たしている必要がある。なお、<u>前記68-5-2に定める原産地規則に係る規定に基づく原産品としての要件を満たさないと認められる場合には、EPA税率を適用することはできないことに留意する。</u></p> <p>イ オーストラリア協定附属書3に掲げる事項が以下に留意して記載されていること。</p> <p>(イ) 品目に対応する、日本への輸入申告に用いられる仕入書の番号及び日付が所定の欄に記載されていること。</p> <p>(ロ) 原産品申告書を作成した輸出者又は生産者以外の者であって第三国に所在する者が本邦の輸入者に対し仕入書を発行する場合には、原産品申告書（C-5292）においては「5. その他の特記事項」欄の「<input type="checkbox"/> 第三国インボイス」に、<u>(C-5292-3)においては「5. Other」欄の「<input type="checkbox"/> Non-party invoice」にチェックが付されているとともに、当該仕入書を発行する者の正式名称及び住所の記載を要するものとする。</u></p> <p>(新規)</p> <p>(新規)</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】
 （注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>い。</u> (iv) <u>上記(i)の申告文の英文は以下のとおりである。</u> (Period : from.....to..... (注1))</p> <p><u>The exporter of the products covered by this document</u> (Exporter Reference No..... (注2)) <u>declares that,</u> <u>except where otherwise clearly indicated, these products</u> <u>are of preferential origin (注3) .</u></p> <p><u>(Origin criteria used (注4))</u> </p> <p><u>(Place and date (注5))</u> </p> <p><u>(Printed name of the exporter)</u> </p> <p><u>(注1) 原産地に関する申告が第3・17条5(b)に規定する同</u> <u>一の原産品の二回以上の輸送のために作成される場合</u> <u>は、当該申告が適用される期間(12か月以下)が記載さ</u> <u>れる。当該産品の全ての輸入は記載された期間内に行わ</u> <u>れていることを確認する。そのような期間の適用がない</u> <u>場合には、この欄は、空欄となってもよい。</u></p> <p><u>(注2) 欧州連合の輸出者については、当該参照番号は、欧州</u> <u>連合の法令に従って割り当てられる番号である。</u></p> <p><u>(注3) 産品の原産地(欧州連合)を記載する。</u></p> <p><u>(注4) 場合に応じて、次の一又は二以上の記号が記載されて</u> <u>いる。</u></p> <p><u>i 第3・2条1(a)に規定する産品(完全生産品)につ</u> <u>いては、「A」</u></p> <p><u>ii 第3・2条1(b)に規定する産品(原産材料のみから</u> <u>生産される産品)については、「B」</u></p> <p><u>iii 第3・2条1(c)に規定する産品(品目別規則を満た</u> <u>す産品)については、「C」(当該産品に実際に適用さ</u></p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>れる品目別規則の種類に係る次の数字を追加的に付されていること。)</u></p> <p><u>(ア) 関税分類変更基準については、「1」</u></p> <p><u>(イ) 付加価値基準については、「2」</u></p> <p><u>(ウ) 加工工程基準については、「3」</u></p> <p><u>(エ) 累積を適用する場合には、「D」</u></p> <p><u>(オ) 許容限度を適用する場合には、「E」</u></p> <p><u>なお、当該申告文は同附属書に規定する他の23言語の使用も可能となっていることから、英文以外の言語による申告文が作成されている場合には、当該申告文が同協定に定められたものとなっていることを確認することとする。</u></p> <p><u>(ハ) 第3・16条2(b)に基づく輸入者の知識による場合、原産品申告書（C-5292-4）において任意の税関様式を定めているが、申告書が以下に留意して作成されていること。</u></p> <p><u>① 仕入書の番号が記載されている等、他の輸入申告書類との関連付けがなされていること。</u></p> <p><u>② 同一の産品を2回以上輸入する場合には、その期間を記載し、かつ当該期間が12箇月を超えないこと。</u></p> <p><u>ニ 原産品申告書に記載されている産品と輸入貨物とが一致すること。</u></p> <p><u>ホ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。</u></p> <p><u>ヘ 原産品申告書は、(1)イのものについては、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとし、(1)ロ及びハのものについては、その作成の日から12か月間有効なものとすることができる。なお、この場合、当該原産品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</u></p> <p>(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)</p> <p>68-5-11の4</p> <p>(1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、<u>以下のイからハに規定す</u></p>	<p><u>ロ 原産品申告書に記載されている産品と輸入貨物とが一致すること。</u></p> <p><u>ハ 災害その他やむを得ない理由によりその期間を経過した場合を除き、令第61条第5項に定める有効期間内のものであること。</u></p> <p><u>ニ 原産品申告書は、単一の船積みに係る産品についてのみ有効なものとする。なお、この場合、当該原産品申告書に2以上の仕入書の番号及び日付が記載されていても無効な扱いとはしないので留意する。</u></p> <p>(原産品であることを明らかにする書類の取扱い)</p> <p>68-5-11の4</p> <p>(1) 本節において、原産品であることを明らかにする書類（以下この項において「その他の書類」という。）とは、<u>オーストラリア協定第3</u></p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前												
<p>る各協定に基づいた原産品であることを示す書類であって、令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された産品に適用される原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料をいう。</p> <p>イ オーストラリア協定第3・17条2(c)</p> <p>ロ TPP11協定第3・20条2(a)、第3・24条(a)注書き</p> <p>ハ EU協定第3・16条3</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>イ その他の書類の提出に当たっては、原産品申告明細書（C-5293）に原産品申告書に記載された産品の番号等必要事項を記載し、これに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類を添付して提出させるものとする。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載項目を含むその他の書面による提出が行われた場合は、これを認めて差し支えないものとする。</p> <p>ロ 上記イの関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる産品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。</p>	<p>・17条2(c)に規定する原産品であることを示す他の証拠であって、令第36条の3第3項（令第50条の2の規定において準用する場合を含む。）、第51条の12第3項又は第61条第1項第2号イ(2)の規定により税関長がその提出の必要がないと認めるときを除き、原産品申告書において申告された産品に適用される原産性の基準が満たされていることの説明を求めるための資料をいう。</p> <p>(2) 原産品申告書の提出の際に提出を求めるその他の書類の取扱いについては、以下のとおりとする。</p> <p>イ その他の書類に提出にあたっては、原産品申告明細書（C-5293）に原産品申告書に記載された産品の番号等必要事項を記載し、これに適用した原産性の基準を満たすことの説明に係る関係書類を添付して提出させるものとする。なお、原産品申告明細書に代えて、原産品申告明細書の記載項目を含むその他の書面による提出が行われた場合は、これを認めて差し支えないものとする。</p> <p>ロ 上記イの関係書類として提出すべき書類の例は、次の表の第1欄に掲げる産品の区分に応じ、同表第2欄に掲げる資料とする。</p>												
<table border="1"> <thead> <tr> <th>産品に係る根拠規定</th> <th>関係書類の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・3条 ・TPP11協定第3・3条 ・EU協定第3・3条 </td> <td> 契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された産品であることを確認できるものに限る。） </td> </tr> <tr> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(b) ・TPP11協定第3・2条(b) </td> <td> 契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が </td> </tr> </tbody> </table>	産品に係る根拠規定	関係書類の例	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・3条 ・TPP11協定第3・3条 ・EU協定第3・3条 	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された産品であることを確認できるものに限る。）	<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(b) ・TPP11協定第3・2条(b) 	契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が	<table border="1"> <thead> <tr> <th>産品</th> <th>関係書類の例</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>オーストラリア協定第3・3条に規定する産品</td> <td>契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品がオーストラリアにおいて完全に得られた産品であることを確認できるものに限る。）</td> </tr> <tr> <td>同協定第3・2条(b)に規定する産品</td> <td>契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が</td> </tr> </tbody> </table>	産品	関係書類の例	オーストラリア協定第3・3条に規定する産品	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品がオーストラリアにおいて完全に得られた産品であることを確認できるものに限る。）	同協定第3・2条(b)に規定する産品	契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が
産品に係る根拠規定	関係書類の例												
<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・3条 ・TPP11協定第3・3条 ・EU協定第3・3条 	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品が各協定に基づいて完全に得られた、又は生産された産品であることを確認できるものに限る。）												
<ul style="list-style-type: none"> ・オーストラリア協定第3・2条(b) ・TPP11協定第3・2条(b) 	契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が												
産品	関係書類の例												
オーストラリア協定第3・3条に規定する産品	契約書、生産証明書、製造証明書、漁獲証明書等（当該産品がオーストラリアにおいて完全に得られた産品であることを確認できるものに限る。）												
同協定第3・2条(b)に規定する産品	契約書、総部品表、製造工程フロー図、生産指図書、各材料・部品の投入記録、製造原価計算書、仕入書、価格表等（ただし、すべての一次材料（産品の原材料となる材料をいい、当該原材料の材料を除く。）が												

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
・ EU協定第 3・2 条 1 (b)	各協定に基づく原産品であることを確認できるものに限る。）		オーストラリアの原産品であることを確認できるものに限る。）
・ オーストラリア協定第 3・2 条 (c) ・ TPP11 協定第 3・2 条 (c) ・ EU協定第 3・2 条 1 (c) （上記の製品のうち、 <u>関税分類変更基準を適用するもの</u> ）	総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（ただし、すべての非原産材料の関税率表番号が確認できるものに限る。なお、適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4 桁変更の品目別規則を適用しようとする製品に係る非原産材料について、他の類（2 桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は 2 桁までで足りるので留意。）	<u>同協定第 3・2 条 (c) に規定する製品のうち、関税分類変更基準を適用するもの</u>	総部品表、材料一覧表、製造工程フロー図、生産指図書等（ただし、すべての非原産材料の関税率表番号が確認できるものに限る。なお、適用する品目別規則に応じ、確認する関税率表番号の桁数が異なるので留意。また、例えば、4 桁変更の品目別規則を適用しようとする製品に係る非原産材料について、他の類（2 桁）からの変更があることが確認できる場合には、当該非原産材料の関税率表番号の記載は 2 桁までで足りるので留意。）
・ オーストラリア協定第 3・2 条 (c) ・ TPP11 協定第 3・2 条 (c) ・ EU協定第 3・2 条 1 (c) （上記の製品のうち、 <u>付加価値基準を適用するもの</u> ）	製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、製品の FOB 価額とすべての非原産（一次）材料の CIF 価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該 FOB 価額及び CIF 価額とは輸出締約国における価額とし、当該 CIF 価額が不明な場合には当該非原産材料を製品の生産者が仕入れた価額とする。例えば、全ての非原産材料の CIF 価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料の CIF 価額を記載させる必要はないので留意。また、TPP11 協定において、 <u>自動車関連製品について、純費用に基づいた算定を行った場合は、当該価格に基づいているものが確認できるもの</u> に限り、EU 協	<u>同協定第 3・2 条 (c) に規定する製品のうち、付加価値基準を適用するもの</u>	製造原価計算書、仕入帳、伝票、請求書、支払記録、仕入書、価格表等（ただし、製品の FOB 価額とすべての非原産（一次）材料の CIF 価額による計算式によって、特定の付加価値を付けていることが確認できるものに限る。なお、当該 FOB 価額及び CIF 価額とは輸出締約国における価額とし、当該 CIF 価額が不明な場合には当該非原産材料を製品の生産者が仕入れた価額とする。 <u>また、例えば、全ての非原産材料の CIF 価額の確認ができない場合に、確認できる原産材料の仕入価額等を用いて付加価値基準を満たすことが合理的に証明できるときは、当該非原産材料の CIF 価額を記載させる必要はないので留意。）</u>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
	定において、 <u>EXW価額に基づいた算定を行った場合は、当該価額に基づいていることが確認できるものに限るものとする。</u>		
<ul style="list-style-type: none"> ・ <u>オーストラリア協定第 3・2 条(c)</u> ・ <u>TPP11 協定第 3・2 条(c)</u> ・ <u>EU協定第 3・2 条 1 (c)</u> （上記の産品のうち、<u>加工工程基準を適用するもの</u>） 	契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（ただし、当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるものであること。）	<ul style="list-style-type: none"> <u>同協定第 3・2 条(c)に規定する産品のうち、加工工程基準を適用するもの</u> 	契約書、製造工程フロー図、生産指図書、生産内容証明書等（ただし、当該基準に係る特定の製造又は加工の作業が行われていることが確認できるものであること。）
その他の原産性の基準を適用する産品	原材料の締約国原産地証明書等（オーストラリア協定第 3・6 条、TPP11協定第 3・6 条、EU協定第 3・5 条にそれぞれ規定する累積を適用する場合）、製造原価計算書（オーストラリア協定第 3・4 条 3 (a)、TPP11協定第 3・11 条 1、第 4・2 条 2、EU協定第 3・6 条 1 (a)、同附属書 3-A 注釈 8 を適用する場合）、その他輸入しようとする産品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料	その他の原産性の基準を適用する産品	原材料の締約国原産地証明書等（ <u>同協定第 3・6 条に規定する累積を適用する場合</u> ）、製造原価計算書（ <u>同協定第 3・4 条 3 (a)を適用する場合</u> ）、その他輸入しようとする産品が同協定に規定する原産性の基準を満たしていることを示すために必要となる事実を記載した資料
<p>ハ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の産品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された産品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) <u>オーストラリア協定第 3・3 条、TPP11協定第 3・3 条又はEU協定第 3・3 条に規定する完全に得られる産品又は完全に生産される産品</u>（当該産品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項</p>		<p>ハ 令第61条第1項第2号イ(2)に規定する「税関長がその提出の必要がないと認めるとき」とは、次の産品を輸入しようとするときをいう。ただし、原産品申告書に記載された産品の原産性について疑義がある場合を除く。</p> <p>(イ) <u>オーストラリア協定第 3・3 条に規定する完全に得られる産品</u>（当該産品の輸入申告の際に提出される令第61条第1項本文に規定するいずれかの書類によりオーストラリアにおいて完全に得</p>	

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>本文に規定するいずれかの書類により<u>それぞれの協定に基づいて完全に得られた、又は生産された製品</u>であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「EPA WO」と記載するものとする。）</p> <p>(ロ) 前記 7-18（事前照会に対する文書回答の手続等）の規定により<u>該当する協定に基づいた原産品</u>であるとの回答を受けた貨物と同一の製品（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）</p> <p>(ハ) 前記 68-5-6 の規定により<u>該当する協定に基づいた原産品</u>であることが明らかであると認めた貨物に該当する製品</p> <p>(ニ) 課税価格の総額が 20 万円以下の製品</p> <p>(ホ) その他税関長がその提出の必要がないと認める製品</p> <p>ニ その他の書類の提出に関して、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第 3・16 条 1 (b) 又は (c) に規定する原産品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼をいう。）に基づき原産品申告書を作成した場合等において、原産品であることを明らかにする事実に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する製品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し、提出することとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達 12 の 4-2 に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。</p> <p>（事前教示の手続等） 68-5-22 （削除）</p>	<p><u>られた製品</u>であることが確認できる場合に限る。この場合において、輸入申告書の添付書類欄に「<u>JA EPA WO</u>」と記載するものとする。）</p> <p>(ロ) 前記 7-18（事前照会に対する文書回答の手続等）の規定により<u>オーストラリア原産品</u>であるとの回答を受けた貨物と同一の製品（この場合において、当該回答書に係る登録番号を輸入申告書の「添付書類」欄に記載するものとする。）</p> <p>(ハ) 前記 68-5-6 の規定により<u>オーストラリア原産品</u>であることが明らかであると認めた貨物に該当する製品</p> <p>(ニ) 課税価格の総額が 20 万円以下の製品</p> <p>(ホ) その他税関長がその提出の必要がないと認める製品</p> <p>ニ その他の書類の提出に関して、輸出者又は生産者が原産品申告書を作成した場合、輸出者又は生産者による誓約書（オーストラリア協定第 3・16 条 1 (b) 又は (c) に規定する原産品である旨の書面又は電磁的手段による申告に対する合理的な信頼をいう。）に基づき原産品申告書を作成した場合等において、原産品であることを明らかにする事実に関して、輸出者又は生産者に係る営業秘密が含まれているため、輸入者に情報を提供できない等により上記ロに規定する製品の区分に応じた関係書類を提出できないような特段の事情があるときは、原産品申告明細書に当該原産品申告書を作成した経緯（原産品であることを確認した方法等）を記載し、提出することとして差し支えないものとする。ただし、この場合において、関税暫定措置法基本通達 12 の 2-2 に規定する原産品であるかどうかの確認の実施を検討する必要があるので留意すること。</p> <p>（事前教示の手続等） 68-5-22 <u>シンガポール協定第 32 条及び、マレーシア協定第 41 条、ブルネイ協定第 38 条、インド協定第 47 条、ペルー協定第 81 条及び、オーストラリア協定第 4・5 条及びモンゴル協定第 4・6 条に規定する事前教示並びにタイ協定第 41 条に規定する照会に対する回答に係る手続等</u>に関しては、前記 7-17（納税申告等に係る事前教示の手続）を用いるものとする。</p>

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>（帳簿の備付け等に関する用語の意義）</p> <p>94-1 法第94条に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1)及び(2) （省略）</p> <p>(3) 令第83条第3項において読み替えて…（中略）…等の関係書類をいう。</p> <p>また、令第61条第1項第2項イ(2)に規定する<u>締約国原産品申告書</u>（輸出者又は生産者が作成したものに限る。）を税関に提出した輸入者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記68-5-11の3の原産品申告書に記載された製品の原産性の確認に必要な書類とし、輸入者が作成した<u>締約国原産品申告書</u>を税関に提出した当該輸入者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記68-5-11の4において税関に提出した書類の裏付けとなる資料、68-5-11の4(2)に規定する誓約書その他前記68-5-11の3の原産品申告書に記載された製品の原産性の確認に必要な書類とする。</p>	<p style="text-align: center;">第 9 章 雑則</p> <p>（帳簿の備付け等に関する用語の意義）</p> <p>94-1 法第94条に規定する帳簿書類の備付け等に関する用語の意義は、次による。</p> <p>(1)及び(2) （同左）</p> <p>(3) 令第83条第3項において読み替えて…（中略）…等の関係書類をいう。</p> <p>また、令第61条第1項第2項イ(2)に規定する<u>オーストラリア原産品申告書</u>（輸出者又は生産者が作成したものに限る。）を税関に提出した輸入者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記68-5-11の3の原産品申告書に記載された製品の原産性の確認に必要な書類とし、輸入者が作成した<u>オーストラリア原産品申告書</u>を税関に提出した当該輸入者が保存しなければならない書類は、当該輸入者が保有する前記68-5-11の4において税関に提出した書類の裏付けとなる資料、68-5-11の4(2)に規定する誓約書その他前記68-5-11の3の原産品申告書に記載された製品の原産性の確認に必要な書類とする。</p>